

新型コロナウイルス感染症関連情報

※4月17日現在の情報をお知らせします。配布時点で、掲載内容に変更がある場合があります。
最新情報は、市ウェブサイトなどで随時更新していますので、ご確認ください。市ウェブサイトなどから情報を得られない人には、地域のみなさんから情報提供していただくよう、ご協力をお願いします。

臨時給付金（仮称）（国で検討中）

国は、経済支援として、所得が減少した世帯向けに30万円を給付する当初案を見直し、所得制限をせずに国民に一律10万円を給付する考えを表明しています。詳しい内容が決まり次第、随時お知らせします。

上下水道料金の支払いを猶予します

問合せ 南魚沼市上下水道料金センター ☎788-0220

水道課 水道業務係 ☎774-3141

下水道課 下水道業務係 ☎774-2740

新型コロナウイルス感染症の影響による生活不安に対応するための緊急処置として、上下水道料金の支払いを猶予します。

対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に上下水道料金の支払いが困難である人
 - ②新潟県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金、総合支援資金を受けた人
 - ③国、県などが実施する新型コロナウイルス感染症に係る特別貸付を受けた中小企業者
- ※①～③以外で相談があった場合、内容を確認のうえ判断します

対象料金 申請月～令和2年12月請求分

支払い猶予の内容 通常納付期限から、最長1年延長します。

※この猶予は、上下水道料金の減免や免除を行うものではありません

受付期間 令和2年12月28日(月)まで

申請方法 南魚沼市上下水道料金センター、水道課 水道業務係、下水道課 下水道業務係のいずれかに電話で相談後、届出書などの書類を提出してください。

市税の徴収（納付）を猶予します

問合せ 税務課 収税班 ☎773-6669

新型コロナウイルス感染症の影響（収入の激減、事業の休業など）で市税を一時的に納付することができない場合、申請により市が認めるときは、1年以内の期間に限り、徴収の猶予とすることができます。

対象となる市税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する固定資産税、軽自動車税、市県民税、国民健康保険税、法人市民税（ただし、年金特別徴収分は除く）

徴収の猶予が認められると…

猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

※猶予が認められても、納税の義務はなくなりません

申請による換価の猶予（すでに差押えを受けている財産の売却の猶予）の制度もあります。詳しくは、市ウェブサイトと市報5月15日号でお知らせします。

一時的な生活資金の特例貸付

問合せ 南魚沼市社会福祉協議会 生活支援係 ☎773-6919

新潟県社会福祉協議会では、生活費などの必要な資金の貸付などを行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。通常は低所得世帯などに対する制度ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業・失業などにより収入の減少があり、緊急で一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯へ特例として貸付を行います。

※世帯を対象とした、「世帯の生活の安定」を支援する制度です。貸付のため、返済が必要です。詳しくは、お問い合わせください

救急車の適正利用をお願いします

問合せ 消防本部 警防課 救急係 ☎782-5331

自分自身や家族などに新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、呼吸器症状など）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ相談し、指示に従ってください。もし具合が悪く、自力で病院まで行く事ができない場合は、救急車を要請してください。

（裏面へ）

南魚沼市民病院の感染予防対策

問合せ 南魚沼市民病院 ☎788-1222

○来院者の体温測定

南魚沼市民病院では、来院されるすべての人の体温測定を、病院入口で実施しています。

体温測定は非接触式の体温計を使用し、測定時間は約1秒です。体温測定の結果などにより、看護師による問診を行う場合があります。

○面会の制限

面会は、原則禁止しています。

主治医などの判断により、面会を行う場合でも、発熱や咳のある人、12歳以下の人は面会を行うことができません。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

5月住民健診の中止 問合せ 保健課 ☎773-6811

新型コロナウイルスの感染予防のために5月の住民健診は中止します。対象行政区で申込みをしている世帯には、はがきで中止をお知らせします。

再開時期は、状況により改めてお知らせします。市ウェブサイトにも掲載しますのでご確認ください。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

中止する5月の住民健診の対象行政区は、市報4月1日号と同時配布した住民健診カレンダーか、市報4月15日号7ページをご覧ください。

感染拡大防止に伴うごみ処理に関するお願い 問合せ 廃棄物対策課 ☎782-0339

市民生活に必要不可欠なごみ処理事業を継続するため、人やウイルスとの接触の機会をできるだけ減らす観点から、次のとおりご協力をお願いします。

- 使用したマスク、ティッシュなどは、感染予防のためビニール袋などに入れて、密閉してから指定ごみ袋に入れてください。
- 「ごみステーションに出せるごみ」はごみステーションへ、「処分を急がないごみ」はできるだけ自宅にとどめておくなど、ごみ処理場への直接搬入は極力控えてください。

お詫びと訂正 問合せ 商工観光課 ☎773-6665

市報4月15日号と同時配布した「新型コロナウイルス感染防止南魚沼市緊急宿泊プラン」について、記載内容に不足した部分があり、多くのおみなさんから問合せがありました。お詫びして、訂正します。

名称の変更も含め、現在の内容をお知らせします。ご理解をお願いします。

項目	内 容	
	変更前	変更後
名 称	新型コロナウイルス感染防止南魚沼市緊急宿泊プラン	新型コロナウイルス感染防止に向けた南魚沼市緊急一時待機支援
対象者	緊急事態宣言(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県)が発令されている地域からやむを得ない理由により転入、または帰省する方で、高齢者や持病のある方と同居しているなど、自宅待機が困難な方	特定警戒都道府県の対象地域である13都道府県(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県・北海道・茨城県・石川県・岐阜県・愛知県・京都府)からやむを得ない理由により転入する方で、高齢者や持病のある方と同居しているなど、自宅待機が困難であり、次のすべてに該当する方 ①当市に住所を有する方 ②家庭の事情(高齢者、持病を持つ人などが家にいるなど)で、自宅待機が難しくやむを得ないと判断される方 ③来市の目的が観光でない方

追加事項**滞在条件(全てを遵守すること)**

- ①2週間外出しないで過ごしていただくこと
- ②食事はデリバリーや弁当などを部屋で取ってもらうこと
- ③毎日、検温と健康観察シートによる健康管理をしてもらうこと

その他 南魚沼地域振興局健康福祉環境部(南魚沼保健所)と連携のもと、実施しています。

【困りごと・心配ごと相談窓口】

- 自分自身・家族の健康に関すること……☎773-6811 (保健課)
- 自分自身・家族の生活に関すること……☎773-6667 (福祉課)
- 市内事業者への支援に関すること……☎773-6665 (商工観光課)